

特殊車両・不正改造等の合同取締り結果について

道路の保全、車両の安全確保や交通の危険防止を目的として、長岡国道事務所、長岡自動車検査登録事務所、小出警察署による合同取締りを下記のとおり実施しました。

合同取締り実施内容

取締り日時：令和5年11月7日（火） 14時～16時

取締り場所及び結果

- ・国道17号 堀之内除雪ステーション（新潟県魚沼市新道島地先）
取締り車両数：5台（※トラクタ及びトレーラの連結した状態を1台として扱っています。）

<違反指導を行った内訳>

道路法違反

- ・無許可（警告）：1台
- ・車両諸元違反（警告）：1台

道路交通法違反

- ・過積載：0台

道路運送車両法違反

- ・整備命令：2台（内：不正改造1台、整備不良2台）

車輪脱落事故防止を目的としたホイール・ナット締付確認：5台

※確認した結果、ゆるみ等の不具合は認められませんでした。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、保安基準に適合した車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、ルールや基準等を理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

お問い合わせ先：【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 佐藤 智裕 [電話] 0258-36-4552（内線431）

【不正改造・整備不良車両の検査について】

国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所

首席運輸企画専門官 山倉 澄雄 [電話] 0258-21-1027

【過積載に関することについて】

新潟県 小出警察署 交通課 [電話] 025-793-0110

【取締り実施状況】



車両の重量を計測しています。



車両の寸法を計測しています。



保安基準に適合しているか確認しています。



ホイール・ナットの締付を確認しています。

➤下表の限度を「**一つでも**」超える車両は「**特殊車両通行許可**」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では 4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大 25t)
軸重	積載状態で 最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。